

9月14日(土)・15日(日)

とよかわ生涯学習 フェスタを開催



市では、9月14日(土)・15日(日)の午前10時から午後4時まで、プ

リオ生涯学習会館(プリオビル4階)などで、「とよかわ生涯学習フェスタ」を開催します。これは、生涯学習の楽しさを市民の皆さんに知っていただくためのもので、体験講座や各種講座受講生の作品展示、舞台発表、移動動物園、N

ゲージ車両走行会などの催しを行います。

また、豊川市出身のメ〜テレアウンサー・鈴木しおりさんによる講演会や、大学との連携による歴史講座を開催します。お気軽にご参加ください。

詳しいことは、生涯学習課(88局8035番)へ、お問い合わせください。



プリアザードフラワー講座



ハンドベル講座



©メ〜テレ

(メ〜テレアウンサー 鈴木しおりさん)



Nゲージ車両走行会

ください。

■メ〜テレアウンサー・鈴木しおり講演会「夢づくりのススメ」人生は、目標達成の繰り返し」

日時 9月15日(日) 午後1時30分から3時まで

会場 市民プラザ(プリオII4階)

定員 380人

参加費 無料

整理券 8月27日

(火)から、生涯学習課(音羽庁舎2

階)、豊川・八南・牛久保・御油公民館、一宮・音羽・御津・小坂井・プリオ生涯学習会館で、先着順に配布

■生涯学習地域連携講座「戦国時代の牧野氏」

日時 9月14日(土) 午後1時30分から3時まで

会場 とよかわボランティア・市民活動センタープリオ(プリオビル4階)

講師 愛知大学教授・山田邦明さん

定員 63人

参加費 無料
申し込み 8月27日(火)から、先着順に受け付け。電話で、生涯学習課へ

Link 空からみたとよかわ
ヘリコプターの体験搭乗と駐屯地見学会参加者募集

陸上自衛隊豊川駐屯地では、70周年を迎えた豊川市を空からご覧いただける「ヘリコプターの体験搭乗と駐屯地見学会」を開催します。

詳しいことは、陸上自衛隊豊川駐屯地司令職務室(86局3151番)へ、お問い合わせください。

期日 11月23日(土)、または30日(土)のいずれか一日を予定。

荒天により、ヘリコプターが飛ばない場合は開催の翌日に実施

時間 午前8時から午後1時まで

会場 陸上自衛隊豊川駐屯地

内容 ヘリコプター体験搭乗、装備品や史料館の見学、体験喫食

対象 市内に在住の中学生以上60歳未満で健康な方(ヘリコプターの乗り降りに支障がない方)

定員 30人

参加費 無料(昼食代として400円が別に必要)

申し込み 往復はがきに①郵便番号②住所③氏名④年齢(中学生・高校生の場合は学年)⑤電話番号を記入の上、陸上自衛隊豊川駐屯地(〒442-0061穂ノ原1丁目1番地)空からみたとよかわ係)へ。返信表面にも①郵便番号②住所③氏名(はがき1枚につき搭乗の申し込みは1人だけ)を記入してください。

1人1通だけ有効。応募者多数の場合は抽選

申込期限 9月20日(金) 必着



9月7日(土)

救急フェア'13を開催します

毎年9月9日は「救急の日」で、今年はこの日を含む9月8日から14日までの1週間を「救急医療週間」として、全国各地で応急手当の講習会などの救急に関するさまざまな行事が実施されます。

市では、この週間にあわせて「救急フェア'13」を開催します。これは、救急医療、応急手当に対する正しい理解と認識を深めていただくとともに、AED（自動体外式



除細動器)の取り扱い方法の体験などを通して、皆さんの行動でたいてつな命が救えることを知っていただくためのものです。

詳しいことは、消防署(89局9751番)へ、お問い合わせください。

日時 9月7日(土) 午前10時から午後3時まで(小雨決行)

会場 東三河ふるさと公園管理棟

内容 心肺蘇生法・AEDの体験、救急資器材や消防車両の展示など

■**救急車の適正な利用をお願いします**

近年、軽いけがや病気などで救急車を利用される傾向があります。これらにより、重症患者に対する救急車の到着が遅れ、助かるはずの命を救えなくなる恐れがあります。救急車の適正利用を心掛きましょう。

また、救急車を呼ぶときは慌てないで、①どこで(住所・付近の目標)②誰が(氏名・性別・生年月日)③どうした(事故の種類・けがの程度・意識の有無・持病やかかりつけの医療機関など)――

「たべりんくうポン券」 利用協力店を募集

B-1 グランプリ in 豊川実行委員会事務局 ☎89-2262

11月9日(土)・10日(日)に開催する「第8回ご当地グルメでまちおこしの祭典! B-1 グランプリ in 豊川」では、イベント専用チケット・たべりんくうポン券と引き換えに料理を提供します。イベント終了後もこのチケットを利用できる協力店の募集を行います。

ご協力いただける事業者は、9月10日(火)までに所定の用紙に記入の上、FAX(95-0010)で、B-1 グランプリ in 豊川実行委員会事務局へ。申し込み書類は、B-1 グランプリ in 豊川実行委員会事務局にあります(ホームページからもダウンロードできます)。



をお話しください。

医療ソーシャルワーカー・ 保健師を募集

市では、平成26年1月採用予定の職員を募集します。あなたの専門知識、技術、経験を役立ててみませんか。

詳しいことは、人事課(89局2122番)へ、お問い合わせください。

職種・人員 事務職(医療ソーシャルワーカー) 1人▽保健師 1人

受験資格 事務職(医療ソーシャルワーカー) 昭和29年4月2日以降に生まれ、社会福祉士、また

は精神保健福祉士の資格免許を有し、その資格を活かした医療分野における職務経験が5年以上(平成25年8月末現在)ある方▽保健師 昭和29年4月2日以降に生まれ、保健師の資格免許を有する方

一次試験日 9月29日(日)(応募状況により変更あり)

会場 市役所

内容 自己PR書に基づくプレゼンテーション、小論文、適性検査

申し込み 申込書類を人事課(本庁舎2階)で配布中(市ホームページからダウンロード可能)。関係書類を記入の上、郵送で、人事課(〒421-8601 諏訪1の1)へ

申込期限 9月13日(金) 必着

本年度の国民健康保険料率を お知らせします

平成25年度の保険料率が左表のように決まりました。保険料は①所得割額（被保険者の前年所得に
②資産割額（被保険
者の25年度の土地・家屋分の固定
資産税額に応じて計算）③被保険
者均等割額（被保険者1人当たり
で計算）④世帯別平等割額（1世
帯当たりで計算）の合計
額が1年分となります。
この保険料率により、
年間保険料を本算定とし
て計算し、仮決定による
第1・2期分を差し引いた
金額を、第3期以降の
6回に分けて納めていた
だきます。特別徴収（年
金天引き）は、年間保険
料から4月・6月・8月
分を差し引いた金額を、
10月・12月・2月の3回
に分けて納めていただき
ます。

平成25年度の国民健康保険料率

平成25年度の年間保険料は、4つの区分の合計額となります。介護分保険料は、40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）だけに掛かります。

区分	内容	医療分料率	支援金分料率	介護分料率
所得割額	24年中所得から33万円を差し引いて右の率をかけた額	100分の5.5	100分の1.8	100分の1.6
資産割額	25年度固定資産税額（土地・家屋分）に右の率をかけた額	100分の24	100分の8	100分の8
被保険者均等割額	被保険者1人当たり	23,200円	7,300円	8,200円
世帯別平等割額	1世帯当たり	19,800円	6,200円	4,800円

また、特別徴収の対象者は、被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、被保険者である世帯主が原則として年間18万円以上の老齢基礎年金などを受給しており、国民

健康保険料と介護保険料の合計額が老齢基礎年金などの年金受給額の2分の1を超えない方です（平成25年度中に65歳、または75歳に到達する方を除く）。ただし、口座振替で保険料を納めており、未納のない方は口座振替が継続されます。

なお、本年度の賦課限度額（年額）は、医療分保険料が51万円、後期高齢者支援金分保険料が14万円、介護分保険料が12万円です。本算定の保険料は、8月中旬に郵送で「平成25年度納入通知書」としてお知らせします。

詳しいことは、保険年金課（89局2118番）へ、お問い合わせください。

■保険料の減免制度（申請必要）

平成25年4月1日現在、世帯主が次のいずれかに該当する世帯は、保険料の減免が受けられます。

減免が受けられる世帯 ①20歳未満の子どもを養育している母子・

父子・寡婦世帯で、世帯の合計所得金額が125万円以下の世帯②身体障害者手帳▽療育手帳▽精神障害者保健福祉手帳——の交付を世帯主が受けており、世帯の合計所得金額が125万円以下の世帯

申し込み

①に該当する世帯は

「平成25年度納入通知書」と母子医療受給者証を、②に該当する世帯は「平成25年度納入通知書」と該当の手帳をお持ちの上、保険年金課（本庁舎1階）へ

その他 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方がいることにより、その世帯の国民健康保険の加入者が1人となった世帯を「特定世帯」といいます。特定世帯となった月から5年間、国民健康保険料の医療分と支援金分の平等割額は2分の1軽減して算出されます。

特定世帯となつてから5年経過すると、軽減が終了することになつていきましたが、引き続き国民健康保険と後期高齢者医療制度に分かれていた世帯を「特定継続世帯」として、医療分と支援金分の平等割額を4分の1軽減する措置を3年間継続することになりました

